

意見書案第12号

令和7年6月27日提出

令和7年6月27日可決

提出者	市議会議員	窪田	田	出
	同	堤	波	志
	同	下	一	成
	同	佐	祥	平
	同	吉	博	昭
	同	吉	直	弘
	同	須	博	史
	同	角	修	一
	同	石	塚	武

北朝鮮による拉致被害者の早急な全員即時一括帰国を求める意見書

北朝鮮による日本人拉致問題については、2002年の日朝首脳会談で北朝鮮が日本人の拉致を認め、拉致被害者5人が帰国を果たしたものの、その後は解決に向けた進展が見られないまま20年以上が経過した。

日本政府が拉致被害者として認定した17人のうち、12人の安否が不明の状況である。

また、日本における失踪者のうち、北朝鮮により拉致された可能性を排除できない特定失踪者については、民間団体「特定失踪者問題調査会」が、失踪した関係者から依頼を受けて調査・発表している人数は、約470人に及んでいる。

一方、拉致被害者自身及びその家族の高齢化が進んでおり、このような状況の中、近年では横田めぐみさんの父・滋さんに続き、田口八重子さんの兄・飯塚繁雄さんが、拉致被害者との再会を果たせぬまま他界されており、拉致問題はもはや一刻の猶予もない状況に置かれている。

そして、長年にわたり肉親との再会を待ち望み、再会を願う拉致被害者の家族の忍耐は、既に限界を超えている。

今後も拉致問題を「最優先、最重要課題」と位置づけ、北朝鮮による拉致問題を風化させることなく、拉致被害者全員の帰国の実現に向けて国を挙げて全力で取り組むことが必要である。

よって、国においては、全拉致被害者の即時一括帰国の早急な実現のために全力を尽くして取り組むことを、強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月 日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 あて

総務大臣

外務大臣

内閣官房長官

前橋市議会議員 富田 公 隆